



長寿医療（後期高齢者医療）保険・国民健康保険

年金からの保険料支払いに関するお知らせ

《長寿医療》

- 1人当たり定額の保険料（均等割）が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払いいただいた方は、10月以降年金からのお支払いはありません。7割軽減の対象者は、本年度8.5割軽減することが与党プロジェクトチームにて決定されたためです。納付書等によりお支払いいただいている方の保険料も同様に軽減されます。
- 保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう原則として年金からお支払いいただくこととしています。

次の方は10月から年金からのお支払いに変わります。ただし口座振替への切り替えを申請された方、下記該当する方は除きます。

- ①被用者保険の被保険者であった方
納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに変わります。
- ②被用者保険の被扶養者であった方
初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。
10月から本来の保険料額の9割が軽減され、1割のご負担となります。

《国民健康保険》

被保険者の方（世帯主を含む）が65～74歳の方だけの世帯は、10月から原則世帯主の方の年金からのお支払いに変わります（世帯主が国民健康保険の被保険者以外の方を除く）。ただし口座振替への切り替えを申請された方、下記のいずれかに該当する方は、**年金からではなく納付書等でお支払いいただくこととなります。**

- ①年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
- ②介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料または国民健康保険の保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方
- ③介護保険料が年金から天引きされていない方

年金からの保険料のお支払いは、多くの場合口座振替に切り替えることができます。

- まだ手続きがお済みでない方は、11月末までに保険担当窓口で手続きください。2月のお支払いから口座振替にできます。
- 世帯主または配偶者名義の口座からの振り替えにすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ

大雪地区広域連合国民健康保険対策室…☎82-2111（内線562、563）
住民福祉課住民室……………☎82-2111（内線123）